

軍であったと住民は気づいて、こういう支配に対して「占領地の抗日運動を激化させ、戦局の悪化にともない、日本軍は各地で住民の抵抗になやまされることとなった。」ということですから、この段階では、心から日の丸を振ろうという人たちはほとんどいなくなったということを、この教科書でもはっきり認めているということになると思います。

### 裏切りの象徴としての「日の丸」

日の丸の押しつけということもあつたんでしょいか。

シンガポールなどでの記録を見ますと、日本での元旦、それから紀元節、天長節など、節々の祝日に当たる日には、「日の丸を各戸に掲げるように」ということが義務づけられておりました。それに逆らいますと、軍の支配下ですから、命に関わるという恐怖を伴つての指示があつたと思います。

そうすると、日の丸というのは、今も当時の記憶と共にアジアの人々には覚えられているということになるんでしょいか。

はい。アジアの人たちにしてみますと、初めの大東亜共栄圏の宣伝があつて、それを信じたという体験がありますから、日の丸は単なる侵略軍の旗印として、初めから恐怖の念を持って受けとめたのではなくて、初めは自分たちが信じ込ん で歓迎したのに、実はだまされた、裏切られた、その裏切りのシンボルでもある



「反日マラヤ人民軍の行進」

と、そういう見方もされているものだと、私は東南アジアへ行って気がつきました。

## 鉄条網に巻かれた「日の丸」

そういうふうな気がつかれた、具体的に日の丸がどのように感じられてるか分かるようなものがあるのでしょうか。

東南アジアの人たちは現在の政治と経済の状況では、アジアで日本が経済大国になり、それ以上の影響力も行使し始めておりますので、政治絡みのことについてはとりわけ慎重なんです、そういう中で私が驚かされたことがあります。

甲三八号証になります、私が撮ってきました写真を入れています。その九ページ目のところに、日の丸の写真があります。これは九二年の二月に、シンガポール陥落五〇周年にちなんで、シンガポール政府が開催しました「シンガポールが昭南島といわれていた時代」という展覧会での写真です。昭南島というのは、日本が占領してシンガポールの名前を昭和の南の島と勝手に改名した出来事に依っていますが、シンガポールでは昭南島時代というのは「日本の占領下の暗黒時代」という意味の歴史用語になっております。その展覧会の入り口のところにあります看板で、私も時間を作って見に行っただんですが、日の丸の旗がネズミ色に塗った板に張ってあるところで、この写真ではっきり読めると思いますが、

甲三八号証

「日本のアジア侵略―歴史とその意味」(高嶋伸欣)

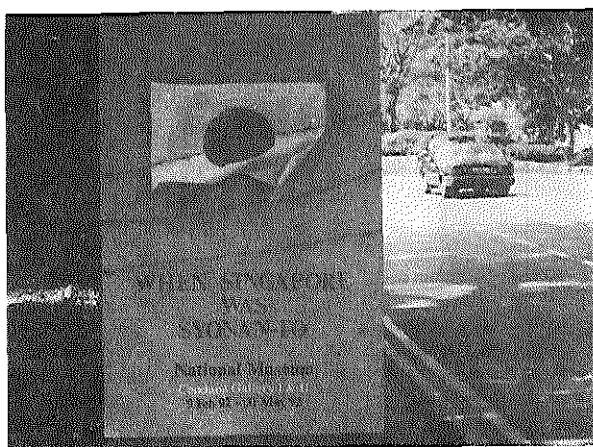
斜めに鉄条網が何回も巻いてあります。これは日の丸が鉄条網に巻かれているように見えるわけです。よその国旗にあたるものをこうするということは、特に中継貿易で経済を成り立たせてきたシンガポールでは、いわゆる全方位外交ということで大変気を遣っているはずなんですが、それでもここまで思い切ったことをするかということでは大変驚かされた出来事でした。このとき、シンガポールの人たちは随分この展覧会を見るために、この入り口を通過していったんですが、ほとんどの人がちらっと見るだけで、別に、これでいいのかという議論をしてる様子もなく普通にしていましたので、私はそういう意味では日本人だなと思いました。だが、大変意外な印象を受けました。

今、日の丸のことを国旗にあたるといわれましたが、それは日本の政府がそのように主張していると、そういう意味ですね。

はい、シンガポールの人たちも、国際関係の中で一応その認識を自然に持つようになつてるんだと思います。

## アジアでの「日の丸」強制の受けとめ方

この写真に日の丸に対するアジアの人々の思いが端的に表れているということですが、そうしますと日本の中で日の丸をめぐる問題がどのように展開しているかということについて、アジアの人々は敏感に受けとめているとお聞きしてよろしいんですか。



【鉄条網に巻かれた「日の丸」】

これまでさまざまな方が戦時中と同じ発言を繰り返しています。大臣クラスの方では、藤尾文部大臣だったと思います。それから、奥野国土庁長官など、そのために責任をとらされたと思いますが、最近では先の永野法務大臣の発言など、アジアから強い反発がおきました。永野さんは、「あの戦争は侵略戦争ではないと思う」という、大東亜共栄圏のスローガンをそのまま信じた発言をされていますから、アジアの人からすれば、「やはり日本は自分たちを裏切ったということに気づいてないのか」という認識を新たにさせられている、そういうことを日本は繰り返していると私は受けとめました。

日本で政府が日の丸の旗を人々に強いているということも、そのような中でアジアの人々からどういうふうを受けとめられているか、これも何か意見がありますか。

これは私の受けとめ方ですが、アジアの人々にしてみれば、大臣クラスの方が相変わらずそういう発言を繰り返している一方で、日の丸、君が代をとにかく日本全国に広げようという動きがあるということを知れば、やはり日本政府はどうか、日本の社会全体はあの戦争でアジアを裏切った不正義の戦争をやったという認識を定着させていないという意味の不信感を持ち続けることになると思いますので、日本国憲法の前文でも言っております「諸外国の人々の公正と信義に信頼して日本の安全を図」ろうという精神とは相いれない状況になってると思います。

奥野誠亮 国土庁長官

白人人種がアジアを植民地にしてきた。それが日本だけが悪いことにされた。だれが侵略国家か。白人人種だ。何が日本が



侵略国家か、軍国主義か。(江戸時代) 開国して目をさましてみたら、軍力強化の立場に追い込まれていた。(八八年四月二十二日の記者会見で)

永野茂門 法相

日本で言う大東亜戦争というものが、侵略を目的にやったか。日本がつぶされそうだったから生きるために立ち上がった



## 新学習指導要領の特徴

引き続きおうかがいします。八九年、学習指導要領が改訂されましたけれども、その改訂の特徴点を指摘いただけますか。

全体に、学習指導要領は、七〇年代から具体的な中身はできるだけ減らし、強制的な意味合いを弱めるという傾向にありました。一九六〇年代には、文部省は「基準」と言っていました。七〇年代に入ってから、「標準」という言い方に変わってきて、「弾力的に受けとめていいんだ」という言い方をしてきました。その中で、「これとこれだけはゆずれない」という逆方向の義務づけを強調するものが入ってきたというのが、目立った特色だと思います。それはどういふ点でしょう。

特に、日の丸、君が代の強制が強まったこと、それから小学校社会科の歴史学習に東郷平八郎が突然登場してきて、しかもそれは必ず教えなければならぬという事実上の義務化がされたようなケースがそれにあたると思います。

## 学習指導要領での「日の丸」の扱いの推移

八九年以前にも学習指導要領は何度か改訂されています。甲五一号証を示します。一九五八年、一九六八年、一九七七年と改訂されていますけれども、日の丸、君が代の扱いに関

のであり、かつ植民地を解放する、大東亜共栄圏を確立するといふことを、まじめに考えた。

私は南京事件というのは、あれ、でっち上げだと思ふ。(一九九四年五月五日付毎日新聞朝刊のインタビュー。最近の朝日新聞との会見では「南京虐殺は認めるが、何十万人も死んだ」というのはでっち上げ」と釈明)

### 甲五一号証

「小学校学習指導要領（告示）における日の丸・君が代の取り扱いに関する記述の変遷一覽」

「子どもとまなぶ日の丸・君が代―授業と資料」（歴史教育者協議会編）からの抜粋

する推移について、簡単にその特徴点を指摘いただけますか。

五八年初めに告示された学習指導要領で、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童に対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、君が代をせい唱させることが望ましい。」という表現が具体的に登場しました。で、この表現が、ほぼその後の六八年と七七年の改訂のときは踏襲されましたが、その中で君が代であった表現が、七七年の改訂では国歌と言いつて、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」となり、以前は「望ましい」と表現してあったものが、「しなければならない」という表現の一步手前の「指導するものとする」という表現になったところが大きな変化だと思えます。

### 八五年文部省通知による「日の丸」強制

八九年の改訂以前に一九八五年に文部省通知が出ておりますね、日の丸、君が代に関して。これらの内容をご説明いただけますか。

これは、学習指導要領の中身を受けて、「国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい」という趣旨を具体的に実行するようにという意味あいの指示になっておりました。



動向ですね、特に半世紀前の日本の戦争の実態に関する記述を中心に尋ねたいのですが、日の丸強制の動きと教科書検定の内容、動向と連動しておるんでしょうか。

私はちょうど教科書の執筆に関わっておりましたので、八〇年代の教科書検定というのが、単に教科書検定に関わる動きだけではない、日の丸、君が代強制、その他の教育行政の動きと深く関わってるというふうに受けとめておりました。

先ほど、一九八二年の注目された教科書問題についてご証言いただいたわけですが、八二年以前の日本の戦争をめぐる教科書検定の内容とその歴史的動きについて簡単に説明していただけますか。

一九七〇年代は、先ほど言いましたように、学習指導要領が「基準」から「標準」に位置づけが変えられたということもありまして、教科書検定に関して文部省もあまり細かい条件は付けませんでしたが、それが八〇年代に入りますと、政治状況としても、衆参同時選挙が八〇年代の初めにあった結果、保革伯仲の時代が終わって、自民党が安定多数の議席を受けた状況の中で、七〇年代控えめにあった検定の中身についても、改めて「それでいいのか」とする声が一気に吹き出した形で文部省を揺さぶりました。そのために文部省はいわゆる南京大虐殺の件も含めまして、それまでの記述に対してさまざまな意見をつけるようになりました。

そういう動きが八二年に、非常にシビアな形で問題化されるということでしょうか。

はい。それは執筆者の側にしてみますと、それまでは密室検定と呼ばれる形



で、検定の具体的な様子を途中で外部に紹介するということは大変しにくい段階でしたので、結果が出てからそうだったのかと、多くの人は知るだけだったわけですが、八二年の教科書問題が外交問題にまでなったことから、そういうことで済ませては日本の社会が国際的にも責任を問われるということになって、一気に一般の方たちの関心を呼ぶことになったんだと思います。

一九八二年の教科書問題は、アジア諸国を中心に世界的に厳しい批判を浴びたという証言でありますけれども、それ以降教科書検定の動きはいかがだったんでしょうか。

あの騒ぎの結果、日本政府は「侵略」という表現を排除するという方針は変えて、「侵略」という表記そのものは認めると姿勢を変えました。けれども、具体的になさまさまの条件をつけて、事実上そのままでは教科書も書けないような検定の仕方を続けてきました。具体例としては、特に犠牲者数の数字で裏付けになる資料がきちんとあるのか、ないのかという証明などを迫るケースが続きました。

## 皇国史観の教科書「新編日本史」

甲五四号証及び甲五九号証を示します。甲五九号証のほうは「『新編日本史』の狙い」という副題がついて、本のタイトルが「天皇の教科書」と書かれていますね。この本の内容的な特徴を説明いただけますでしょうか。

これは高校用の日本史として全く新しく出版されたものですが、中身の特色の

【犠牲者の数を問題にした検定の例】  
こうした犠牲者数に関して、またひとつ物議をかもし事態が生じている。

それは、一九八二年夏の教科書問題が一段落した翌年、東京書籍版「中学校社会科・歴史的分野」の教科書が、検定の際にこの大虐殺の人数を「二万人」から「一六〇〇人以上」に変更させられたことについてだった。

検定に提出した原稿本の「日本軍は占領したシンガポールで、日本軍に抵抗するとみなした二万以上の中国系住民の生命を奪った」という記述にたいして、文部省は数値の基準を要求した。(中略)

これにたいし、シンガポールの新聞は、日本人はまだこのようなことをいっているのかと、きびしく批判する論議を展開した。

(甲四〇号からの抜粋)

甲五四号証

「新編日本史」(原書房)一九八七年

甲五九号証

「天皇の教科書 新編日本史の狙い」

(晩声社)

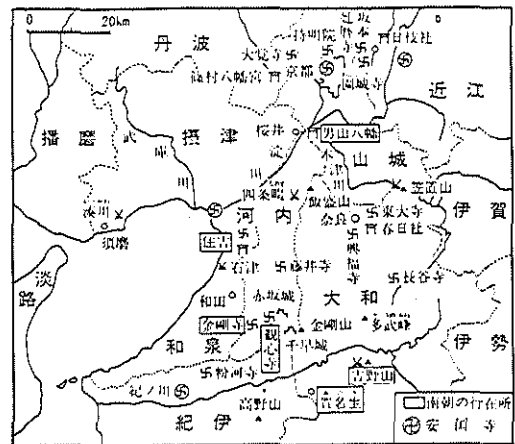
一つとしましては、この甲五四号証に引用されておりますが、このページの中の図がごとく大きな誤りを含んでいるということです。例えば、七九ページの左の「南北朝時代の畿内要図」という歴史地図の中では、よく見ますと、お寺のマークがすべて裏返しになっております。しかも大変複雑な様相を呈してますが、右下にあります凡例の寺院のマークは正確に表現してあります。ともかく非常に間違った記述が多いということですね。

はい。

この教科書の内容的な特徴についておっしゃっていただけますか。

甲五九号証の八六ページに、この本を出版することになりました背景を説明する資料が引用されております。これは「日本を守る国民会議」という憲法全面改定をめざす政治的な意図を持った団体が、その機関決定によって編纂して検定を受けた教科書であることが、その団体の機関紙「日本の息吹」に掲載されておりますところを資料として引用してあります。

八六ページの参考資料⑤に、この団体の昭和五九年の活動方針の第一項目として「憲法改正の思想潮流を形成する一大啓蒙運動を展開する」と謳った上で、第二項以降、それにあたる具体的なその年の取り組みを並べてありますが、そこに「歴史教科書の編纂事業を推進する。」と明確に規定してあります。そのうえで、「憲法改正の思想潮流を形成する」ために高校用の日本史教科書を編纂するということを、総会で責任者が提案して承認されたということも確認されてお



「誤りだらけの歴史地図」

甲五九号証

「天皇の教科書 新編日本史の狙い」

ますので、この教科書は憲法の全面改定をめざした政治的意図を持つ団体が、高校生にそのような思想を授業を通して持たせるための歴史教育をする手がかりとして編纂したということが明確なものだと思います。

### 「新編日本史」の歴史観・戦争観

この「新編日本史」の歴史教育の中身ですね、あるいは歴史観、どういうことを児童に教えようとしているのか、その中心的な考え方はどうということなんでしょうか。

突き詰めて言いますと、日本国は天皇によって成り立ってきた国家であるという歴史観を一貫して持って日本の歴史を受けとめさせようとした教科書だと言っています。いいと思います。

敗戦前の日本の戦争については。どのような基本的な見方に立っているんでしょうか。

甲五四号証を見ると、あのアジア太平洋戦争の評価として、「この戦争を契機として、長い間アジアを制圧してきたヨーロッパの支配は急速に崩壊の道をたどった。また、日本軍の占領下で深刻な戦火の惨害をうけ、そのなかから立ち上がったアジア諸民族は、さまざまな推移をとりながら独立を実現していった。」とあります。これは読みようによつてはですが、著者たちは、「植民地からアジアの人々を解放しようとした大東亜共栄圏構想は正しかった。日本はたまたま負けてしまったけれども、結果としては、そのおかげでアジアの国々は独立をしたで

甲五四号証

「新編日本史」(原書房)

はないか」という意味あいをこの表現に込めているようにとれます。それに比べまして、先ほど触れました甲四四号証の一番新しい山川出版の歴史の教科書を見ますと、三二一ページの脚注の②に、抗日運動が激しくなったということを受けて、「これらの各地の運動は、日本の敗戦後も旧植民地支配者との戦いとして続けられ、自力で独立をかちとり、結局、アジアにおける欧米の植民地は一掃された。」と、独立はあくまでアジアの人たちが自力がかちとったものである、日本はむしろ抑圧者として彼らの前に存在したのだ、だから、抗日運動を受けたし、日本が敗退した後は、戻ってきた旧植民地支配者にも同じような戦いを続けたのだという表現をしておりますので、明らかに戦争の意味付けが異なっていると思えます。

先ほどの新編日本史は、事実の面でも非常に誤りが多い、そのいちいちの指摘は省略させていただきますけれども、そして問題の多い歴史観であるにも関わらず、検定を通したのには何か理由があつたんでしょうか。

この甲五九号証にも、いろいろ指摘されておりますが、「日本を守る国民会議」という組織は政治的な意図を持っているということでは政権政党であった自民党などもさまざまな結びつきがあつた。ときの首相であつた中曽根さん自身が、「これは大変いい教科書だから是非合格をとりつけるように」という言葉を執筆者に言うと同時に、文部省関係者にもその意向が伝えられていたという話もあります。先ほど紹介しかけましたような図表の明らかな誤りというのをすべて

甲四四号証

「新日本史」(山川出版社)

甲五九号証

「天皇の教科書 新編日本史の狙い」

指摘をしていきますと、文部省の規則で、減点法で自動的にこの教科書は不合格になるはずでした。それを避けて合格にするためには、その明白な誤りをそのままにするしかなかったという解釈が成り立つわけです。そのあまりにひどい誤りの箇所につきましては、書証の甲五九号証の中に具体的紹介がありますので、後ほどでもご覧いただきたいと思います。

## 学習指導要領改訂への政治的圧力の実態

教科書検定の中で問題になってきた愛国心あるいは天皇崇拜、これについて国側はどのような内容を児童たちに教え込もうとしているのか、この点についてはいかがでしょうか。

日本では、戦後、戦争に対する反省から日本国憲法の民主主義、平和主義の精神に基づいた教育を目指したはずでしたが、朝鮮戦争終戦直後に、池田・ロバートソン会談という日本の政治家とアメリカの政治家とが話し合って日本の今後のあり方を申し合わせた中で、教育についても西側陣営の一員としての愛国心教育を徹底するという約束をさせられております。それが一つの方向付けになって、指導要領の改訂の度に教育行政を直接担当する立場では必ずしもない政治家が、指導要領の中にさまざまな注文を付けるということが繰り返されてきました。

その中で、今話題になりました愛国心に関しましては、甲五五号証に、私が文

甲五五号証

高嶋証人作成の資料

「三訂 日の丸・君が代・紀元節・  
教育勅語」(歴史教育競技会編)よ  
りの引用

献から引用した資料がございます。三原防衛庁長官が自ら雑誌の座談会の中で、文部省の学習指導要領には国旗や国歌のことが取り上げられていないし、やはり有事のことを考えると平素から教育の場でそれらを教えることが必要なもので、「教育指導要領」に、学習指導要領の間違いだと思いますが、入れられないだろうかと発言し、防衛庁長官の立場からそういう口出しをするというようなことが行われた。似たことが繰り返し返し文部省に対して働きかけるということがあって、一面的な愛国心というものが強調される事態に陥ったと受けとめております。

この間の教育に関するさまざまな政治家の動きについてもご報告いただいたわけですが、特にな八九年の学習指導要領改訂に際して、そうした政治的な圧力が働いていたのかどうかという点についてはどうでしょうか。

新しい学習指導要領が登場するにあたっては、その前の教育課程の改訂から同様の動きがあったと受けとめております。私は高校の社会科の教師ですが、いわゆる高校社会科の改訂、文部省は再編成といっておりますが、社会科を地歴科と公民科に分けるというところでもかなり強引なことが行われた背景にはその政治的な働きかけがあったせいだと言われております。それに加えまして学習指導要領の中身で顕著な変化が見だしたのは、先ほどの話題にありました東郷平八郎を突然小学校の歴史学習で扱うべき人物として登場させたことだと思います。

甲五五号証ないし甲五九号証を示します。

東郷平八郎がなぜ登場することになったのかという背景としては、そのときの

文部大臣でさえ、「それは駄目だ」と言っても拒否されるほどの力関係にあったという事実があります。それが、この甲五七号証の「月刊Asahi」に紹介されております前文部大臣中島さんの手記に表れております。

中島さん自身は、自分が文部大臣である間に、少しでも軍国主義につながるような教育の具体化は避けたいという思いから、東郷元帥を指導要領に登場させるという動きがあることを新聞報道で初めて知って驚き、担当の初等中等局長を呼んで事情を聞いたら、その通りでしたというふうに説明されたとあります。具体的な指導要領の検討段階になって、東郷平八郎の名前が出てくるまで文部大臣にその情報が伝わっていないということ自体異常だと思えますが、それ以後、中島さんが「その案には反対だ」と言い続けたけれども、最後まで時間稼ぎをされる形で結論を出せないまま、次の西岡文部大臣にバトンタッチをする際に、引継事項としては、「この一点だけ、私は反対です」と申し伝えたけれども、西岡さんからは「ここまで話が進んでいるので、やめさせることはできないと思えますから」という電話を受けただけで、中島さんの意志は貫徹なかったとあります。

そのいきさつにつきましては、甲五七号証に「歴史学研究」という歴史学研究会の機関誌に私がまとめた論文がありますので、これを後ほどご覧いただきたいと思えますけれども、背景には一九八一年の教科書問題のときに、国会の予算委員会に呼ばれて参考人として証言した歴史学者が、「戦後の日本の歴史教育の教科書には一度も東郷平八郎が登場したことはない」という事実に対する証言をし

甲五六号証

『月刊ASAHI』一九八九年四月号  
「東郷元帥採用を執拗に迫る文部官僚との闘いの真相」（中島源太郎）

甲五七号証

『歴史学研究』一九八九年二月号  
「教課審答申の問題点」（高嶋伸欣）

たことがあります。当時国会でその証言を聞いていた国会議員の方たちは、大部分が戦前、戦中の教育を受けた世代でしたから、あの英雄東郷平八郎が一度も歴史教育に登場していないという指摘は大変な衝撃だったと言われております。

そのために、東郷平八郎が登場していないような歴史教育をさせてはならないという思いの自由民主党の国会議員を中心に国会議員が集まって、そのような教育内容を改めさせるための活動をする国会議員の組織として「教科書問題を考える議員連盟」が、一九八五年の秋に結成されました。教科書制度を考えるのではなくて、教科書の中身に口出しをするための政治家の団体が組織されたこと自体、教育に対する政治の不当な介入にならないかと私は懸念いたしました。そのことについて教育関係担当の報道陣の人たちは、当時としてはあまり懸念を示しませんでした。それがこの段階になって、具体的にそういう政治家の集まりは、文部省にとって非常に大きな影響力を持つ、いわゆる大圧力団体になりますので、その意向に無理でも従わざるを得ないという事態になったと私は解釈しましたので、それをこの甲五七号証にまとめてあります。

文部省が政治家に対して非常に弱腰であることについては、これまでももあちこちで指摘をされておりますが、この甲五八号証の雑誌の記事もそのことを紹介しております。最近でも、そのことを別の話題で指摘した雑誌の記事などが続いておりますので、こうした評価をされるような状況が文部省にはやはりあるのではないかと考えますと、そのような事実を反する指摘がきっかけになって政治家

甲五八号証

「AERA」一九八九年六月一四日号  
「自民党文教族に抵抗した文部官僚の  
意地と抵抗」



が教育内容に介入するという行動を起こしたことが、こうした事態を招いたのではないかと思えます。

今、ご証言いただいたような政治的な圧力というものと、八九年指導要領改訂で日の丸、君が代条項が改められたということはつながりがあるんでしょうか。

この教科書問題を考える議員連盟は、具体的な目標として、東郷平八郎を歴史教育で必ず登場させることを目指してましたが、それと同時に学習指導要領全体についてもさまざまな注文をつけておりました。学習指導要領全体に言いたいことがあるということを表向きにも機会ある毎に発言をしておりました。その中で先ほどの「新編日本史」に出てくるような神話時代の日本の歴史を肯定的に認めるような書き方を求めたり、それから愛国心につながる日の丸、君が代の位置づけを「望ましい」ということでは足りない、もっと明確にという意見も、自由民主党の中の文教問題のプロジェクトチームなどが活動している中に加わって、文部省に機会ある毎に要求していたと伝えられています。

「日の丸」強制の下では戦争を正しく伝えられない

八九年の学習指導要領に基づいて日の丸掲揚を強制していくということと、日本の戦争に対して正しい知識を伝える教育内容とどのような関係になりますでしょうか。

文部省が学習指導要領を定めたのに合わせまして、その解説にあたる文書を指

導書として発行しております。この抜粋が甲六一号証に載っております。

これは、小学校六年生の社会科の学習内容に触れたところですが、学習指導要領に、「正しい国際理解と世界平和への努力が大切であることを理解させるよう配慮すること。また、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。」とあるのを受けて、その解説をしておりますが、その中で、「国際理解と世界平和にかかわる内容については、オリンピックなどのスポーツの国際交流や国際連合の働きを取り上げることが考えられる。その際、国旗及び国歌について、関連して指導することが必要である。」と触れ、更に、「諸外国の国旗及び国歌についても同様にこれを尊重する態度を育成するようにすることをねらいとしている。」と国際理解につながる指摘をしているように見えます。

けれども、先ほど申し上げましたように、日本の戦時中のアジアに対する行動を考えますと、アジアの国々は日本の国旗と国歌について「大東亜共栄圏の建設」という大義名分を掲げながら実態はそうではないという裏切りをした、そのシンボルという見方をされてるという事実からして、日本の国旗であるといわれる日の丸と、諸外国の国旗を単純に同列に扱っていいものかという気がしますし、逆に諸外国の国旗、国歌をそのように扱うことによって、日の丸、君が代も同じなのだという、ある意味でのすり替えが行われる危険性も含んでいるのではないかという気がしています。

甲六一号証

「小学校学習指導要領 社会解説書」  
(文部省)

日の丸を強制するということと、日本の侵略の実態を正しく伝えるということとは矛盾する関係にあるというふうにお聞きしていいのかどうかという点に絞ってはいかががでしょうか。

「侵略の旗印である」というふうに私たちの側から受けとめる面が必要であると同時に、アジアの方たちから「裏切りのシンボルであった」という見方をされていくところを踏まえた扱いがあるべきです。それが今の指導要領などには欠けているという受けとめ方をしています。

過去の実態を正しく伝えるということと、日の丸を掲揚して賛美するということは矛盾しているということですか。

はい、先ほどの山川出版の日本史の教科書の新しい記述などを見ますと、明らかに矛盾が激しくなります。生徒は混乱すると思います。

### 「日の丸」のシンボルとしての機能

日の丸を掲げるということは国旗を尊重するということであって、教育の中身、一定の価値観とは関わりないものだと言えるんですか。

日の丸がそういう比較的最近の歴史と深い関わりを持った存在であるだけに、切り離した扱いというのはできないと思います。

敗戦前、日本にとって、日の丸はどのようなシンボルとして機能しておったんでしょう

か。

これは、私が高校の授業で体験したことです。教育勅語の下での戦前の学校教育というものがいかに思想統制に深く関わっていたかという学習の中で、生徒がとらえた、戦前の思想や言論の自由が許されない社会の堅苦しさを象徴しているものというイメージが国内では、一つ大きくあると思います。

日の丸の掲揚の強制というのは、教育内容の統制でもあると考えてよろしいでしょうか。

はい、文部省がこの新しい指導要領に則して学校現場に要求しているところは、指導要領案が発表された八九年二月一〇日の文部大臣の会見の段階で、既に記者の質問に答えて、これに従わない場合には教員に対して処分があり得るという事を早々と言明しておりましたから、明らかに締め付けの手段になるということが最初から示されていたと思います。

## 「日の丸」掲揚と国際理解の促進

学習指導要領でも国際理解を促進させるということが謳われていますが、この日の丸の掲揚強制と国際理解の促進とはいかがな関係にたつでしょうか。

その場合の国際理解という、この「国際」の場をどこに設定するかによりますが、日本は明治以後、欧米先進国の仲間入りをするということを念頭に置いてき

「一九九四年春の卒入學式にかかわる

### 「日の丸」君が代」処分」

全国で、停職二名、減給四名、戒告九名、訓告等二二名の不当処分が出されている。

各県別の内訳は、

東京 減給一名、戒告一名、

石川 文書訓告一名(校長)、

滋賀 停職二名、減給一名、戒告二名、

文書訓告八名、

鳥取 文書訓告一名、

高知 文書諭告七名(校長)、

北九州 戒告六名、文書訓告一名、

嚴重注意二名、

福岡市 文書訓告一名

などとなっている。(文部省が九四年

九月に発表した分)

ましたが、今、近隣諸国のアジアの国々との関係をより相互に信頼されるものに置き換えようとするならば、この前の戦争の受けとめ方について、アジアの国がなお「日本は責任回避を圖っている」という受けとめ方をしてしている状況がある限り、「国際理解を」というその言葉は建て前だけで終わると思います。

建て前で終わるということは、国際理解の促進との関係ではどうなんでしょうか。

国際理解という言葉は、言葉の字面からすれば大変いい意味に受けとめられると思いますが、実態はむしろ日の丸を国内に強制し、教育現場に非民主的な対応を受け入れさせるための、ある意味では雰囲気作り、口実に使われるということであって、特に最近、現実に国際化が進んで、海外在住者が日本へ来て、子どもたちの中で国際的な交流が進んでいることを考えますと、それに明らかに逆行する事態を生むと思います。

### 学校現場での「日の丸」強制の実態

日の丸強制の問題点をさまざまな角度から指摘いただいたわけですが、学習指導要領八九年改訂以降ですね、どのような強制の実態が現れているか、ご証言いただけますか。

多くの学校では、教員が、「自分たちで自主的に積み上げてきた、生徒と共に歩む教育の生き方とは相いれないものをいきなり義務づけられたということとは、それまでの教育の実績を破壊しかねない」という問題提起をしているのに対し

て、管理職にあたる校長、教頭などは、それは理解しながらも学習指導要領で法的に義務づけられているからということで無理押しをするケースが各地で頻発している、早い段階から聞かされておりました。

私のおります国立学校の場合では、君が代と日の丸を学習指導要領に定めたとおりの扱いにしないのであれば、国から来る予算の配分を考慮する。生徒、教員、学級数などによって人数割りで機械的に来る分は保証されますが、それ以外の、年度によって必要が生じる施設の新設や修理に関わる予算について、業者が入札などで決まって、設計図も引かれて、着工直前になっていたのに予算配分が止められて実行できなかったというケースも起きております。それについて私のところは、大学の担当者を通して説明がありましたが、文部省からの説明は「日の丸、君が代が実施されていない」ということでした。

甲七〇号証は、今、証言いただいたところに関係するものですね。

これも、私の学校で起きた最近の出来事ですが、予算の締め付けが行われたケースに加えて、最近は、人事の発動が止められるという事態も生じております。これは昨年の秋に生じたもので、この甲第七〇号証は、教職員組合が学長にあてた抗議文と、付属学校をとりまとめている学校教育部長宛に事態の是正を求めた申入書です。校長、教頭を集めた会議で、「日の丸、君が代が実施されていない学校については、学校教育関係の教員人事を凍結する」という指示があったことが、複数の学校の教員の会議で報告され、組合でもその事実に基づいて、こ

甲七〇号証

「筑波大学教職員組合による筑波大学  
当局への抗議文と申入書」

(一九九三年一〇月八日付)

ういう文書を発行するに至っております。公立学校ではほとんど事例のないケースだと思えますけれども。こういうところまで日の丸、君が代の強制が及んでいくという事例にあたると思えます。

## 「日の丸」強制に反対する声

そうした強制の動きに対して、やはり強制してはならないという動きも出てきておるんではないか。

それについては、その当事者である処分を受けた教員の方々はもちろん、その学校の生徒の父母などを含め、こういう教育をこのまま実行されていいのかという声が各地で起きてきて、教育行政のこうしたあり方に対して問題提起をするという行動が、年を経るに従って増える傾向にあると思えます。

(甲七一号証を示す) これは朝日新聞の記事ですが、少しコメントして下さい。

これは、そうした父母たちの声が活発に出されている地域の中での動きを紹介した最近のものであります。

東京の荒川区の教育委員会では、公立学校に在日韓国、朝鮮人の児童も在学していることを考慮した教育行政を求められた結果、教育委員会の手によって、「国旗、国歌の扱い、指導に当たっては、強制しないように配慮しながら指導することが大切である」というリーフレットを作って、区内の公立学校の教員全員

甲七一号証

「朝日新聞」一九九四年五月二八日付

東京北部版

「開かれた教育を」荒川区教委 全  
教師に冊子

に配ったということが、新聞で紹介されたものです。その記事によりますと、「歌いなさい」と促すこと自体が強制になると説明まで加えています。これは、従来の文部省がとってきた学習指導要領に対する説明の仕方からすると、新しい対応の一例にあたると思います。

### 侵略戦争という政治家の認識の背景

それとの関連で、お聞きしたいんですけれども。政治家の、特に、政府高官の侵略肯定発言があつて、最近では侵略戦争だとはつきり認め、その誤りを率直に反省するという見解が政府の主流的な見解になつてきているという変遷があるというご証言でしたが、そのことと日の丸の強制や「強制すべきではない」という動きとの運動性、関連性についてはいかがでしょうか。

最近、特に政権が交代してから顕著になつたと思いますが、日本の政治家の中で、従来のような、「あれは侵略戦争ではなかった」という発言をする人が続いている一方で、「あれは侵略戦争と言われても仕方がない」という形で、その問題を認める発言をする政治家が増えてきているのは、一つの新しい傾向だと思います。

それについては、昨年八月に、細川首相が記者会見に答える形でしたが、「あれは侵略戦争だと私は認識している」という発言をしたことが、海外にも報



道されたおりに、アジアの国々はこれで日本は変わると、大変大きな期待感を持ったと伝えられています。しかし、その後、細川首相は、そういう発言はするけれども、日本軍の行為によってさまざまな被害を受けた人たちの、いわゆる戦後補償の請求に対しては、「新たな対応をするつもりはない」という発言を繰り返してきました。これは、従来の日本政府の姿勢と変わりがないように見えます。

それに対して、アジアの国々では、「では、なぜそういう発言をしたのか」ということが書かれています。これについては、細川首相自身が明確な納得のいく説明をしておりますので、それぞれが考えていくしかないと思います。

一つは、日本の経済事情の中で東南アジアに日本の企業が進出しようとするとき、経済大国になった日本が戦前と同じようなことをするのはないかという懸念をもたれる中で、企業の経営者からすれば、日本に対する批判の大きな根拠とされている侵略戦争の認識のなさ、「あれは侵略戦争ではなかった」という発言に対する不信感がどうしても障害になるので、それだけはクリアしておいてほしいという要請が強く出されている、そういう状況を反映した結果ではないかという受けとめ方があります。これについては、さまざまな場所で、それでいいのかという議論が続けられていますから、その後の対応を見るしかないと思います

が。

## 教科書の記述と「日の丸」強制との矛盾

教育の場で言いますと、先ほど紹介しました実教出版の歴史教科書では、既に、その点を乗り越えた記述を登場させております。甲第四三号証の「テーマ学習 戦後補償を考える」というところを見ていただきますと、日本政府が、細川首相をはじめ、そうしたアジアからの補償要求に対して、これ以上答える必要がないとしている論理を更に覆すような問題提起をしています。「政府は、補償の問題はすでに各国との条約で解決済みとして、補償に応じられないとの態度を表明している。しかし、国家間の問題として解決したとしても、それによって個人の請求権は消滅するかという問題がのこされている。政府もシベリア抑留者の問題については、ロシアに対する個人としての補償請求権は消滅しないという見解をとっている。この点はどう考えたらよいだろうか。」

つまり、シベリアに抑留された元日本兵の側が請求する場合には、ソ連と日本との間で、鳩山首相の時代に日ソ共同宣言で請求権は放棄するという確認があったわけですから、アジアからの補償請求に対して拒否しているという政府の立場からすれば、同じように元日本兵も請求できないと言わなければいけないはずなのに、それについては、請求する権利があると答えながら、アジアから日本に対する請求に対しては、そういう請求はできないはずだと答えているその矛盾点が教科書に記述されて、検定でパスするという状況まで事態は進んでいます。

甲四三号証

「高校日本史B」(実教出版)

これを高校生が教科書として手にして考えたとき、なぜこんなに事態はこじれるのか、アジアの人たちが日本のこういう戦争責任の取り方をどう受けとめるかということを考えていく中で、アジアから日の丸がどう見られているか、あれは裏切りのシンボルであったということ、どうしても話題にせざるを得なくなる事態は、当然予想されます。そのとき、生徒の指導に当たる私たち教師は、どう指導したらいいのかということを考えますと、文部省が、日の丸、君が代を、学校に、教師に強制することが、どれだけ教育の場を混乱させるかは明らかではないかという気がします。

そうすると、侵略戦争と認め、そしてその責任をきちっと遂行していくという立場と、日の丸は強制しないという立場とが、教育上矛盾なく、同居しうる。その逆は矛盾するということになっていると理解していいのでしょうか。

日の丸についての受けとめ方というのは、人それぞれでありますから、それについての自由な議論というのは保障されるべきだと思いますけれども、そういう議論の場を排除するような思想審査のための踏み絵に近い形で、学校現場に日の丸、君が代が持ち込まれている現在の状況というのは、日本国憲法の下での、これだけ民主主義が成熟した日本の社会にはなじまないんだということですよ。

## 学習指導要領に法的拘束力はあるのか

それから、次に、学習指導要領について、日の丸、君が代条項も含めて、政府文部省側は、法的拘束力があると主張していますけれども、この点について、いくつかお聞きしたいと思います。果たして、法的拘束力があるというようなことで、現在の文部行政を矛盾なく説明できるものでしょうか。その点について、いくつかの事例を挙げて、ご説明いただけますか。

学習指導要領が戦後登場したときには、文部省も一つの参考資料にして、後はそれぞれの教師が中身を責任を持って選択するようになるといふ扱いでした。それが突然、一九五〇年代に省令として官報に告示されたのだから、法体系の一部であるということ、法的拘束力を持つという言い方をしていくこと自体、多様な教育が保障されるべきだという大前提からしても、民主主義にそぐわないものだという受けとめ方をしています。

けれども、私自身、教師として教育現場にあつて、その教育行政に従った教育もある程度やらざるを得ない立場にありますから、そのような法的拘束力が仮に認められるとして、実際の教育というのはきちんとできるのかどうかということを考えなければならぬことになります。

そういう中で、文部省が「学習指導要領を法体系の一部であるから法的拘束力がある」と言うことに大きな疑問が提示されてきています。そのひとつが、甲第

六九号証に引用しました、昨年の一〇月二〇日に東京高裁で出されました、いわゆる第三次家永訴訟の判決の一部です。この中で、教科書検定に関する事柄ですが、教科書検定は学習指導要領に基づいた検定基準、実施細則に則しているという前提に立って、その検定の適否を判断するにしても、その検定基準、実施細則は厳密に判断されなければならないという原則を打ち出しております。「文部大臣の広い裁量が尊重されるものであるが、これらの判断は検定基準、実施細則に則して判断すべきものであり、右基準などの解釈は、法規の解釈に準じて厳格になされるべきで恣意的、便宜的な運用は許されない。」とされています。この判決の中では、この解釈について議論がある場合、その法規の内容についての最終的な解釈は法廷で結論を出すという原則を確認したものと説明されております。それに加えて、運用についても恣意的、便宜的であってはならない。

そういう厳格さが要求されると確認されているわけですが、今回、問題になっております、この君が代、日の丸の件に関しまして、文部省が学習指導要領をもとにどのような説明をしているか。

## オリンピックを例にした「日の丸」教育

甲六一号証の文部省の学習指導要領解説書の解説部分を読みますと、「国際理解や世界平和にかかわる内容については、オリンピックなどのスポーツの国際交

甲六九号証  
「第三次家永訴訟控訴審判決文」から  
の抜粋

甲六一号証  
「小学校学習指導要領社会科解説書」

流や国際連合の働きを取り上げることが考えられる。その際、国旗及び国歌について、関連して指導することが必要である。」と具体的な例示がされておられます。これ以前の学習指導要領の場合には、「国際連合の働きを取り上げる」というふうな例示にとどまっておりました。オリンピックの場での国旗、国歌の扱われ方というものも、一つの例として考えられるという指摘は、今回初めて登場してきたものです。それに影響された結果であると思われませんが、甲六〇号証にあるように、この指導要領を受けて、一九九二年度から使用されることになりました小学校の新しい教科書の検定を受けるときの原稿本（いわゆる白表紙本）と検定を受けた後の見本本を見ますと、大部分の教科書が、国旗、国歌の話のところ、オリンピックを扱うという姿勢を示しております。そして、その中に、日の丸、君が代は国旗、国歌なんだという扱いをしている例が、数多く見られます。

ちなみに国連を例にしたものは、中教出版の教科書だけで、以前はほとんどの教科書が国連を事例にしていたことからしましても、こういう学習指導要領の指導書の例示がいかに教科書執筆者、編集者に影響を与えるかということをおうかがい知ることができます。

この事例を見ていきますと、学校図書の教科書には非常に正確な表現がしてあります。「オリンピックの表し方」という見出しで、「オリンピックの表し方」では、3位以上の選手にメダルが与えられ、それぞれの表し方者の旗がかかけられます。そして、優勝者が所属している代表団の歌が演奏されます。こ

甲六〇号証

高嶋さん作成の資料

オリンピックに使われる「旗」と

「歌」についての小学校教科書の原

稿本と見本本との比較対照表

甲六二号証

『小学校社会 6下』

(学校図書版の小学校社会科教科書)

のことは、オリンピック憲章に定められています。旗や歌は、主として、選手の国の国旗と国歌が使われることが多く、観客は立ちあがって敬意をあらわします。」と。そうしますと、選手団の掲げている登録してある旗と歌が、表彰式で使われるということであって、オリンピックで使う旗と歌は、国旗、国歌と必ずしも決まっているわけではない。ただ、多くの選手団の場合、その選手団の国の旗と歌を登録しているからということが、ここにはオリンピック憲章の説明をしなから、実状の説明をきちんとされているわけです。

## オリンピック憲章に反する教科書検定

(甲六一号証ないし甲六六号証を示す)

細かい資料になりますが、甲六四号証、甲六五号証、甲六六号証のオリンピック憲章を見ますと、甲六四号証は一九七七年のもので、このときには明らかに、国旗、国歌を表彰式、入場式では使うと規定しています。ところが、一九八〇年にモントリオールのＩＯＣ総会の際に、この部分は書き直しをされました。オリンピックの場で国別のメダルの数の競争などナショナリズムが高まりすぎている。過熱しすぎている。それから、国際社会へ北京の中国政府の復活が進んでいる中で、オリンピックにも中国の参加をスムーズにするためには、それ以前から参加していた台湾（中華民国）の選手団の旗を国旗扱いすることが障害になると

甲六四号証

『オリンピック憲章 一九七九年版』

(日本オリンピック委員会)

甲六五号証

『オリンピック憲章 一九九〇年版』

甲六六号証

『オリンピック憲章 一九九二年版』

いう配慮があつて、選手団が使う旗と歌は、選手団が登録した旗と歌と規定して、国旗、国歌という表現は消えております。

従いまして、今年の冬季オリンピックでも、南ア共和国の選手団は白人中心のデザインであるという黒人の反発を受けて、当時の国旗ではなくて、五輪旗を持つて入場式に臨んでいます。台湾の選手団も、テレビで中継したところを見ますと、五輪旗を使っています。それは例外的ということではなく、「これを使う」と選手団が登録すれば済むことであつたわけで、そうした例は、それ以前の最近のオリンピックでもいくつもの国が繰り返しているところですよ。

そういうアマチュアのスポーツ大会であるという精神を具現した、このような憲章の書き換えがあることからすると、文部省は明らかにそれに反する検定を、この小学校の記述に対しては行つたことになりました。

具体例としましては、甲六三号証の東京書籍の記述がありますが、先ほどの新旧の対照表で見ただいでも分かりますけれども、「オリンピック選手村への入村式」という説明が原稿本にはありませんでした。検定で書き加えられたところですが、ここでは、「入村式には、その国の国旗がかかげられ、国歌が演奏されます。」と明らかに憲章に反する記述を文部省が書き加えさせるという状況にあります。そうしますと、文部省が行っている検定が、学習指導要領およびオプショナルな解説書だといわれているその指導書に基づいて行われ、このような事実と反する、憲章の規定に反する教育を教科書を通じて実施している中で、卒業

甲六三号証

「新しい社会 6下」(東京書籍)



式や入学式で、君が代、日の丸の義務づけを強調するあまりに、それに対して異議を唱える教師などを処罰で臨むというだけの法的根拠があるのだろうかという疑問を感じるわけです。

### 書き換えられたオリンピック憲章の日本語訳

甲六六号証で一九九二年のオリンピック憲章を書証に出していますが、ご説明願えますか。

これは最近の資料で、九二年版の現在日本語版がある一番新しいオリンピック憲章ですが、英文は九〇年版と変わっておりません。九〇年版というのは甲六五号証ですが、「選手団の旗、選手団の歌」と明確に日本語でも訳されておりません。ところがなぜか九二年版になりますと、その部分が「国旗、国歌」と訳が変えられております。オリンピック憲章はフランス語と英語の両方ありますが、英語の原本は変わっておりませんのに訳が変わっております。これはどうした結果か、つまびらかにされておりませんが、文部省のこり押しともいわれる日の丸、君が代の義務づけの中で、教科書にオリンピックを例にした記述を一斉に登場させたことと、必ずしも無関係ではないのではないかという気がしているところです。

甲六五号証は九〇年版ですね。甲六六号証が九二年版。英語が一緒なのに、訳が違う。

【オリンピック憲章原文と日本語訳】  
『オリンピック憲章 一九九二年版』

#### 6 Olympic Games

1. The Olympic Games are competitions between athletes in individual or team events and not between countries

オリンピック競技大会は、個人種目もしくは団体競技での選手間の競技であり、国家間の競技ではない。

#### 35. Flag, Emblem and Anthem

The flag, the emblem and the anthem adopted by an NOC for use in relation to its activities including the Olympic Games, must be approved by the IOC Executive Board.

国旗、エンブレム、国歌

NOCが自らの活動に『オリンピック競技大会』を含む一に関連して

どちらが正しいんでしょうか。

改正の趣旨からしましたら、九〇年版が正しいということになります。

### 「日の丸」強制の根拠の薄弱さ

(甲六七号証を示す) 「祝日の『日の丸』掲揚」 「足元でつまずきそう」というタイトルで、朝日新聞の、だいぶ以前の一九八五年の記事ですが、説明していただけますか。

これは、前のほうにありました甲五一号証の学習指導要領の変遷の中で、「祝日等において儀式等を行う場合には」という表記との関連で、指導要領に疑問を提示しているものです。

甲五一号証を見ますと、五八年から今回の学習指導要領改訂までの数十年間、学習指導要領では、「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には」という書き出しになっておりますが、祝日というのは、現在の日本では休日となっておりまして、儀式を行う日ではないはず。それなのに、なぜ「国民の祝日等において儀式などを行う」という表現が出てきたかということについては、さまざま読み方があると思いますけれども、前回、証言をした岩本努さんが詳しく説明しました戦前の国民教育の中で、いわゆる三大節、昭和の時代には四大節、一月元旦と紀元節、いわゆる天長節、一月三日の明治節の四回は祭日として、いわゆる天皇神道に当たる祭日として、休日ではなくて子どもたちには登校を義務

採用する国旗、エンブレム、および国歌は、IOC理事会の承認を得たものでなければならぬ。

(一九九〇年版では、単に「旗」と性格に翻訳されている。別の箇所では、「国歌」と訳すのではなく、「代表団の旗」と訳されている)

甲六七号証

『朝日新聞』一九八五年九月一五日付  
祝日の「日の丸」掲揚 足元でつまずきそう

づけ、教育勅語の奉読と御真影への拝礼などの行事が行われたところを意識して、そういう儀式の中で、日の丸、君が代が位置づけられていた状況を再現しようとする思いが現れた表現ではないかという気がいたします。

ちなみに、休日などに、学校では運動会、その他の行事を行うことはありますが、そのような行事を行う場合についての教職員の超過勤務の規程に関しては、「原則として、超過勤務は命じないこと」という記述があります。

従いまして、この「など」という部分を拡大解釈して、祝日以外に入学式、卒業式も行いうるからというような説明を、従来は文部省はとってきていますが、主たる表現はそれではない。ところで、君が代、日の丸を義務づける、「望ましい」という形で定着を図るという口実に、このような表現が登場してきていること自体も、法的拘束力を伴っていて、ときには処罰がこれに基づいて行われているものだという法規に準ずるものとしては、内容に齟齬があるのではないかと思っています。

それから、八九年改定以降の学習指導要領の日の丸、君が代条項に基づいて、各学校で日の丸の強制が行われているわけですけれども、果たしてそのような義務づけ条項として異議なく読めるのかどうかという点について、証人のご意見があればおっしゃって下さい。

先ほど申し上げましたように、処罰を伴うほどの強制力を伴うものであるならば、あの表現は「何々しなければならない」という表現でなければならないはず

だと考えます。それが、「指導するものとする」という強制力の一歩弱い表現をとっているということは、文部省以外の官庁の方に「役所で使う言い回しとしてはどうなのですか」という質問をしたおりに、「それは必ずしも義務づけられないという意味だ。例外を認めるとという意味だ。」というふうに聞きました。

それについては、解釈がまた別にある可能性もありますが、現実に西岡文部大臣は、新しい学習指導要領を発表したおりに、イギリスの週刊誌エコノミストの東京特派員が、「日本の政治家は日本の教育を一九三〇年代に戻すつもりではないか」と東京から記事を送ったという話を聞いて、自ら東京にあります外国人記者クラブへ講演のために出向きました、そこでそのような心配は必要ないのだという意味で、「東郷平八郎の登場も、あれは正当防衛の戦争だったのだから」と説明をしたそうです。

けれども、そういう説明に対しては、日露戦争で奪われた朝鮮半島の韓国の特派員から、「とても納得いかない」という厳しい反撃を受けたといわれていますし、その後の質疑応答の中で、日の丸、君が代の表現がなぜ「しなければならぬ」ということになっていないのかということに対しては、「私立学校に義務づけをするつもりはない」という説明をしたと報道されております。私立学校、公立学校の使い分けが、そのようなところで許されるというふうには、私どもは考えられません。公立学校は、文部省から教育委員会を通じての指導がやりやすいという便宜的な運用の結果ではないかと。それは、先ほどの東京高裁の判決でも

厳しく戒められている事例にあたるという気が、私はしています。

### 生徒から見て納得のいく結論を

以上で、私のお聞きすることは終わりますが、最後に証人のほうから言い残したことを、訴えておきたいことがあつたら、おっしゃって下さい。

私は高校の教師として、これからも地歴科および公民科の授業を続けていくつもりですが、今ここで問題になっておりますようなこと自体、既に、実は高校の公民科の教科書などで取り上げられてきております。

具体的には、歴史の教科書や公民科の教科書で、歴史的出来事となっているからということ、教科書問題の記述を登場させたことを、文部省は検定でも拒否できずに認めています。それで、生徒が手にしています教科書に教科書問題が書かれていて、その具体的中身はどういうものであったかという説明が授業でされることを受けて、生徒は自分たちが受けている教育が、憲法と照らしてどのようなものになっているかということを考える機会を持つようになっております。

そういった状況を考えますと、この日の丸、君が代に絡みます、さまざまな日本国内の動きにつきましても、当然近々に教科書で記述されるのを受けて、生徒の立場から見て、やがて日本の主権者となる世代から見て、納得のいく結論が出ているかどうかということ、私たち、大人が問われることになると思います。

そういう意味でも、私たちが目の前にいる、ある意味では私たち大人以上に正義感の強い高校生に十分納得のいく結論を出していただきたいと思えます。

第3部

原告・証人より

パンフを編集するにあたって、原告の田中律子さん、田中文弘さんから文章を寄せていただきました。表題は事務局でつけたものです。また、岩本さんの文章は、支援する会のニュースから再録させていただきました。

内と外から自分と共同体をみつめて

裁判をおこして三年がたちました。この三年のうちに、私は確実に変化をとげています。この変化が、私自身と私の周辺にとつて、どういう意味を持つことになるかはひとまず置くとして、私は自分の内面の変貌を楽しむ気持ちになっています。

日の丸・君が代と天皇制に反対する側に身を置くことになった時、私にはそれらの問題に対して、特に深い信念と呼べるようなものや、激しい思い入れがあったとも思えません。他者の目に強く激しい思いと映る何者かが私から発散していたとすれば、それは私の内の「怯え」が姿を変えて現れていたものに違いありません。何がそんなにこわかったかと、いまなら不思議に思うくらい私は怯えていたのです。日の丸・君が代と天皇制は、イメージのバリアーで私の意識を縛っていました。私は、小さな国家意識の枠組みの中で、足を踏み出すことができない、踏み出せば存在の場を失うことになるのではないかという恐怖にとらわれて立ちすくむ自分と、それは単なる幻影にすぎず、本当は踏み出すことでしか生まれてきたことの意味を見つけたすことはできないと思う自分との間を行ったり来たりしていました。

私は、強い信念で歩んでないなかつたと思います。一瞬一瞬の、切迫した状況での選択の積み重ねのうちに、いつの間にか、今いるここに出てきてしまった気がします。裁判をおこすことにしたのも、私はただ、自分の怯えから逃げたくなかつたという個人的な事情が強く作用しています。裁判は、国家のための秩序維持装置であつて、もともとそこに期待などできるものはあまりにも小さく、おまけに裁判をおこすこと自体、日の丸・君が代・天皇制にとことん反対していくのと同様に、小さな共同体の平和を乱す裏切り行為とみなされもします。共同体からは「排除」のスイッチが入ります。



三年がすぎて、今、私は、内と外から共同体をながめ、内と外から自分を見つめることの可能な場所に出てきたのではないだろうかと思うことがあります。ただ、私はまだ迷いを断ち切っているわけではないので、あくまで可能性の段階にすぎませんでした。が、これから始まることに大きな望みをつないでいます。

原告・田中律子

#### 病める日本社会への警鐘としての「日の丸」裁判

昨年暮れ、両親と私の三人、台湾を旅行してきました。五日間で全島を巡るというハードなスケジュールでしたが、南国の穏やかな気候と漢字文化圏の国であるという安心感から、大変リラックスした旅となりました。又、母にとっては初めての海外旅行であるにもかかわらず、行き交う人々にまで大阪弁で話しかけるほどのはしゃぎようでした。でも、日本語が通じることの歴史的経緯はあまり認識されていなかったようです。

台湾の自然の景観はすばらしく、最南端・ガラン岬に立つと、バシー海峡からの風は大変心地よく、太平洋から台湾海峡にかけての真っ黒な海の色がエメラルドグリーンに変化してゆく様が視界に入ります。又、高砂族の国、台東の山岳地帯にはタロコという峡谷があり、屏風岩が谷をへだてて二〇キロにもわたって続きます。中でも、大理石の一枚岩で六〇メートルの大きさのある鍾麓大断壁や曲がりくねった素堀りのトンネルが延々と続く九曲洞は圧巻でした。

台湾人の二人のガイドは、とても親切で博識もあり、風俗や文化だけではなく、動植物の特性にまで話が及びます。又、どのような質問にも答えてくれました。ところが、お二人のお話で気になることがありました。ひとつは、R氏の高砂族に対する見方です。彼は四〇代で、日本にも留学されたとのこと。その彼が、少数民族の置かれた状況には全く言及することなしに、高砂族は大変大酒のみで、収入のほとんどを酒に使い、教育程度も低く、男は肉体労働、女は水商売にしかつけないと侮蔑して語るので

す。自然とともにあった民の中へ土足で上がり込み、自分たちの価値観を押しつけてしまふ、従わなければ排除したり、ばかにしたりする、まるでどこかの国の役人の姿勢と同じようです。

今一つは、T氏が自分の生い立ちを話される中で出た言葉です。彼は、自分が日本の教育を受け日本を守るために軍に進んで志願したし、また多くの台湾人も日本のためを思って戦ったと二、三度述べました。これは、日本政府の戦後補償問題に対する痛烈な批判と受け取れる言葉でいした。

夢のような旅行を終え日本に帰り、新聞を広げてみると、いじめやロシアのチェチェン侵攻の記事が大きくなりました。それを見た父が、孫に向かっていじめられることのない強い人物になれと言うのです。深い意味はなかったようですが、強いとは腕力が強いことで弱いものはだめであつて、懐の深さについて言ったのではなかったようです。この「力は正義」という考えは、多くの人々も述べますが、R氏の高砂族に対する見方にも通じ、また、かつての日本が国民を天皇教に思想統一して、アジアの国々を蹂躪して、最後には自国民にまで刃を向けて崩壊した軍国主義にも似ています。

受験戦争に勝ち残り、偏差値の高い学校へ通うことを善だとし、自由な思想や意見表明は以ての外であり、弱者に目を向けさせない教育体制の続く限り、いじめや自殺がなくならないのは当然です。日本がどこに行くのかも心配です。

われわれの「日の丸」裁判の闘いは、自分のいる場所の風通しのためであるのはもちろんですが、必ずやこの病める社会への警鐘の一つになると思われます。

さて、口頭弁論も十五回を超えました。原告に対する尋問もあると思います。国や大阪府が「日の丸」を強制してくるこの弊害や無意味さを証言したいと思っています。でも、なかなかまとまりません。お力添えのこと、よろしくお願いします。

証言を終えて

私に課せられた任務は、戦前、日の丸教育はどのような役割をおこなわれ、その教育はどのような役割を果たしたのかを明らかにすることであった。

この課題に応えるために、私は学校儀式と教科内容の両面から迫った。

準備の過程では、史料や文献、先行研究で儀式のことを洗いなおし、教科内容では『教科書体系』ではなく教科書の原本にあたってみた。そこでわかったことは、①国民意識を形成する上で儀式は絶大な役割を果たしたこと、②儀式場では御真影と教育勅語が中心であったが、国家総動員体制がひかれたのち、太平洋戦争開始時期から日の丸も儀式場に姿を現すようになった、③教科書の中の日の丸教材も当初の普通名詞の「ハタ」であったが、「ヒノマルノハタ バンザイ バンザイ」としだいに国威発揚、戦意高揚、占領意欲昂進の道具となっていくた——一九四一年からはじまった国民学校では「図画工作」一年生の最初の教材は日の丸の旗の作り方であるのはそれを意識している——ということである。

卒業式、入学式に日の丸、君が代を強制することは卒業式、入学式を戦前同様の儀式化しようとするものであり、それがどのような結果をもたらす恐れがあるかをぜひ裁判官や被告側に考えてもらいたいと思った。

証言を終えて帰京してから、朝鮮総督府発行（昭和一二年）『国語読本 卷八』に「日の丸の旗」（後掲）という教材があるのを思い出し、植民地下のアジアの人達にどのような日の丸教育がされていたかをもっと強調すれば良かったかなと少し反省していたら、この度の「南京大虐殺はでっち上げだと思ふ」という永野発言である。このような歴史感覚の持ち主を法務大臣に据えるのが、政府の中核をにぎっているのであるから、日の丸教育の果たした役割についてどのくらいの自覚があるかとなると、はなはだ心もとない。ねばり強い「教育」活動が必要とされる所以である。

証人・岩本 努

第六 日の丸の旗

明治二十七八年戦後の時、石黒軍醫總監が明治天皇から戦地を一巡して来るとの仰をう

第六日の丸の旗

三十九

けて朝鮮にわたり、今の平安北道龍岩浦の南東十三キロばかりの所にあった兵站司令部をおとづれた時のことである。あかつきの風に、夜はほのくくと明けて、からりと晴れた空には一縷の雲もない。今日は十一月三日、天長の佳節である。兵站司令官山縣少佐はこの日の正午に司令部のうら山で、心をこめた天長節の祝宴を開いた。あつまる者は將校をはじめ軍夫まです

べて八十餘人。一同が定めぬ席につくや、山縣少佐はかたちを正して、閣下、只今から杯をあげて、天皇陛下の萬歳を祝し奉りたいと存じます。どうぞ御發聲を願ひます。と頼んだ。石黒總監は、「それはまことに結構です。こちらから願うてもいたしたい。」と、こゝろよく承諾した。

第六日の丸の旗

三十九

第六日の丸の旗

三十九

一同はなみくと冷酒をついだ杯を手にして、肅然と起立した。この時、お待ち下さい。お待ち下さい。と、あわただしく呼ぶ者がある。おどろいて、一同は聲のする方へふり向いた。一人の軍夫が、日の丸の旗を持って、式場めがけてかけ上がった。間もなく國旗は軍夫の手から總監にさし出された。見ると、半紙のまん中に梅干の汁で日の丸を染めたもので、その日の丸には、ところ

どころしその葉がついてゐる。總監ははるか東方に向かひ、日の丸の旗を打ち振りながら、「天皇陛下萬歳」と、聲たからかに三唱した。全員は、聲をはり上げてこれに和した。石黒軍醫總監は戦地から歸って陛下に奉答したてまつった時、持歸った日の丸の旗を天覽にそなへた。陛下はじつとそれを御覽あそ

第六日の丸の旗

三十九

ばされていらされたが、やがて、おそれ多くも御兩眼に御涙をおうかべ遊ばされたと言ふことである。

第六日の丸の旗

第六日の丸の旗

三十九

第4部

東淀川高校「日の丸」裁判資料

裁判の歩み

原告側提出の書証（甲号証）一覽

訴状

東淀川高校「日の丸」裁判の歩み

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 91年 | 2月27日  | 東淀川高校卒業式  |
| 91年 | 4月8日   | 入学式   |
| 91年 | 7月26日  | 東淀川高校職員3名に「文書訓告」処分  |
| 91年 | 11月6日  | 田中律子、田中文弘の両名が裁判提訴   |
| 92年 | 1月23日  | 第1回口頭弁論 訴状の朗読・原告両名の意見陳述   |
| 92年 | 4月2日   | 第2回口頭弁論 準備書面(一) 提出：戦前における「日の丸」の形成過程及び戦争との関係                               |
| 92年 | 6月11日  | 第3回口頭弁論 準備書面(二) 提出：「日の丸」と戦前の教育との関係  |
| 92年 | 8月27日  | 第4回口頭弁論 準備書面(三・四・五) 提出：「日の丸」と戦後の教育、新学習指導要領と憲法・教育基本法との間の矛盾など               |
| 92年 | 11月12日 | 第5回口頭弁論 準備書面(六) 提出：「日の丸」と東淀川高校での教育活動との矛盾点及び職員会議・校長の職務権限など                 |
| 93年 | 1月28日  | 第6回口頭弁論 準備書面(七) 提出：「日の丸」強制と思想・良心の自由                                       |
| 93年 | 4月22日  | 第7回口頭弁論 準備書面(八) 提出：「日の丸」掲揚の慣習法論理の誤り、「日の丸」掲揚の経過・実態と強制反対の世論、歴史学習と「日の丸」強制の矛盾 |
| 93年 | 7月8日   | 第8回口頭弁論 準備書面(九) 提出：処分の不当労働行為性   |
| 93年 | 9月9日   | 第9回口頭弁論 被告側の準備書面提出  |
| 93年 | 11月14日 | 第10回口頭弁論 原告から岩本さん、高嶋さんを含む一三名の証人申請   |
| 93年 | 12月 日  | 第11回口頭弁論 裁判の進め方についての打ち合わせ   |
| 94年 | 4月21日  | 第12回口頭弁論 岩本努さんの証言(本パンフに収録) 甲号証1〜34を提出                                     |
| 94年 | 6月16日  | 第13回口頭弁論 高嶋伸欣さんの証言(本パンフに収録) 甲号証35〜72を提出                                   |

94年 9月 8日 第14回口頭弁論 川野前校長への主尋問・反対尋問  
94年11月10日 第15回口頭弁論 川野前校長への反対尋問 甲号証73、84を提出

原告側書証（甲号証） 一覧（岩本・高嶋証言関係）

- 甲 1号証 尋常小學校修身卷六兒童用 一九二七年  
甲 2号証 学制百年史資料編（文部省編） 一九七二年  
甲 3号証 教育勅語の本質と渙発の由来（渡邊幾治郎）一九四〇年  
甲 4号証 教育法規類抄（文部大臣官房文書課）一八九九年  
甲 5号証 教育塔史からの抜粋（岩本さん作成）  
甲 6号証 小学校の儀式に関する研究（飯島利八）一九一一年  
甲 7号証 會地村 一農村の写真記録（熊谷元一）一九三八年  
甲 8号証 天皇制教育と儀式の位相と日の丸と学校儀式をめぐって（森川輝紀）  
「歴史学研究」一九九一・六月号より  
甲 9号証 全国優良更正農村経済更正計画及び其の实行状況 一九三八年  
農山漁村経済更正運動史資料集成第2集より  
甲10号証 国民学校新礼法精説（国民礼法実践研究会編）一九四一年  
甲11号証 尋常小学読本卷一 一九一〇年  
甲12号証 尋常小学国語読本卷十二 一九二二年  
甲13号証 小学国語読本卷一 一九三二年  
甲14号証 よみかた四 一九四一年

- 甲15号証 よみかた四 教師用 一九四一年
- 甲16号証 尋常小学修身書第二学年児童用 一九〇三年
- 甲17号証 尋常小学修身書卷四児童用 一九一三年
- 甲18号証 尋常小学修身書卷三児童用 一九三九年
- 甲19号証 初等科修身一 一九四二年
- 甲20号証 ウタノホン上 一九四一年
- 甲21号証 尋常小学図画第一学年児童用 一九三二年
- 甲22号証 エノホン 一 一九四一年
- 甲23号証 エノホン 二 一九四一年
- 甲24号証 エノホン 四 一九四一年
- 甲25号証 エノホン 一 教師用 一九四二年
- 甲26号証 エノホン 二 教師用 一九四二年
- 甲27号証 エノホン 四 教師用 一九四二年
- 甲28号証 皇民鍊成国民学校行事の研究 一九四〇年
- 甲29号証 太平洋戦争下の学校生活(岡野薫子) 一九九〇年
- 甲30号証 「小学校教員心得」 一八九一年
- 甲31号証 「国民学校令」 一九四〇年
- 甲32号証 國史の教育 一九一〇年
- 甲33号証 各國國旗の由来と國祭日 一九三四年
- 甲34号証 幼年学校受験に向けてのの子どもの作文 題「日章旗」
- 甲35号証 東南アジアから問われる日本の戦争責任く家永教科書訴訟での高嶋証人の意見書
- 甲36号証 戦争の真実を授業に(あゆみ出版)藤原彰監修 一九八八年



- 甲37号証 八〇年代の教科書問題(新日本新書) 高嶋伸欣 一九八四年
- 甲38号証 日本のアジア侵略―歴史とその意味(労組交流センターブックレット) 高嶋伸欣
- 甲39号証 写真図説日本の侵略(大月書店) アジア民衆法廷準備会編 一九九二年
- 甲40号証 旅しよう東南アジアへ―戦争の傷跡から学ぶ(大月書店) 高嶋伸欣
- 甲41号証 ESCAPE FROM JAPANESE SOLDIERS マレーシアの中学校の副読本
- 甲42号証 JAPANESE SOLDIERS IN OUR COUNTRY 同右
- 甲43号証 高校日本史B(実教出版) 九五年以降使用の見本本
- 甲44号証 新日本史(山川出版社) 九五年以降使用の見本本
- 甲45号証 マレー侵攻作戦(朝雲出版社) 防衛庁戦史室
- 甲46号証 高等学校世界史(帝国図書) 八三年使用の検定本
- 甲47号証 新詳世界史(帝国図書) 八三年使用の見本本
- 甲48号証 世界画報一九四二年三月号 日本軍のマニラ「入城」
- 甲49号証 歩兵第一一連隊第一大隊砲小隊陣中日誌 一九四二年三月
- 甲50号証 歩兵第一一連隊第七中隊陣中日誌 一九四二年三月
- 甲51号証 戦後教育改革の精神と現実(抜粋) 浪本勝年
- 甲52号証 現代社会(一橋書房) 八二年使用の教科書検定本
- 甲53号証 現代社会(一橋書房) 八二年使用の教科書見本本
- 甲54号証 新編日本史(原書房) 高校用歴史教科書
- 甲55号証 学習指導要領の作成過程について(高嶋さん作成の資料)
- 甲56号証 月刊ASAHI掲載の「前文相・中島源太郎の手記」
- 甲57号証 「教課密答申の問題点」(歴史学研究八九年二月号) 高嶋伸欣
- 甲58号証 AERA 八八・六・一四号からの記事

- 甲59号証 天皇の教科書く新編日本史の狙い（晩声社）
- 甲60号証 オリンピックに使われる「旗」と「歌」についての教科書の原稿本と見本本の比較（高嶋さん作成の資料）
- 甲61号証 小学校学習指導要領・社会科解説書（文部省）
- 甲62号証 小学校社会6下（学校図書）
- 甲63号証 新しい社会下（東京書籍）
- 甲64号証 オリンピック憲章日本語版一九七九年度版
- 甲65号証 オリンピック憲章日本語版一九八〇年度版
- 甲66号証 オリンピック憲章日英対訳版一九八二年度版
- 甲67号証 朝日新聞 八五・九・一五切り抜き 「祝日の「日の丸」掲揚つまずきそう」
- 甲68号証 教科書問題を考える市民の会の文部省への申し入れなど（高嶋さん作成の資料）
- 甲69号証 読売新聞 九四・五・一二切り抜き 家永訴訟の東京高裁判決の一部について、文部省が上告を断念した
- 甲70号証 筑波大教組の抗議文・申し入れ
- 甲71号証 朝日新聞 九四・五・二八切り抜き 在日外国人には「日の丸」「君が代」は強制できないとする荒川区教委の
- 方針について
- 甲72号証 高嶋さん作成の資料

# 訴状

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

国家賠償等請求事件

## 請求の趣旨

- 一、被告大阪府は、原告ら各自に対し各金二〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
  - 二、被告川野眞次郎は、被告大阪府と連帯して、原告ら各自に対し各金一〇〇万円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
  - 三、訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに第一項につき仮執行の宣言を求めらる。

## 請求の原因

### 一、原告らの地位

原告田中文弘は、大阪府立東淀川高等学校（以下東淀川高校と略す）の教員、同田中律子は同校実習助手であり、原告らはいずれも大阪教育合同労働組合（以下教育合同と略す）の組合員である。

### 二、東淀川高校における日の丸掲揚

1. 一九八九年三月一五日、文部大臣は高等学校学習指導要領の「改正」を告示（文部省告示第一一六号）し、その三章三三項において「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と定めた。右告示の施行期日は一九九四年四月一日であるが、一九八九年一月三〇日付文部省告示一六七号により、一九九〇年四月一日以降、右規定を含めて、「特別活動の指導に当たっては、新高等学校指導要領第三章の規定によるものとする。」との移行措置が定められた。

2. 一九九〇年一月九日、教育長は、大阪府下の各府立学校長に対し、「高

等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の取扱について（通知）」（教委指第九〇〇号）との通知を發出し、前記の移行措置について「遺漏のないよう配慮願います」旨通知した。

大阪府教育委員会（以下府教委と略す）は、同年二月一九日及び三月末ころに開かれた校長会において右趣旨の徹底をはかり、また同年四月当初の府立学校への指示事項の説明会などでも、入学式・卒業式において日の丸を掲揚するよう指導の徹底をはかり、同年四月六日教育長名で府立学校長に対し、重ねて「国旗を掲揚すること。国歌を斉唱するよう指導すること。」と通知した。（「入学式における国旗・国歌の取扱について（通知）」——教委指第一三号）。その後も、府教委は、一九九〇年の即位礼や一九九一年の卒業式・入学式に関しても日の丸掲揚を徹底するよう通知・指導を繰り返してきた。

3. こうした文部省——府教委の日の丸を掲揚するようにとの執拗な働きかけによって大阪府下の各学校で校長を中心として日の丸を掲揚しようとする動きが強まる中で、東淀川高校においても被告川野眞次郎校長は、卒業式・入学式当日に強引に日の丸を掲揚せんとしてきた。

これに対し、同校の職員の大多数は、日の丸掲揚に反対し、職員会議において卒業式・入学式等の際にも他の日と同様に日の丸を掲揚しないことを繰り返して決定・確認してきた。

にもかかわらず、被告川野は、職員会議の決定を踏みにじて一九九一年二月二七日卒業式当日強引に日の丸を掲揚しようとし、同年四月八日入学式当日、一方的に日の丸を掲揚した。

### 三、訓告の制裁

大阪府教育委員会教育長（以下教育長と略す）伴恭二は、一九九一年七月二六日、原告らに対し次のとおり訓告の制裁（以下本件訓告と略す）をした。

#### 1. 原告田中文弘に対し

「あなたは、平成3年4月8日（月）入学式当日午前11時30分頃から午後0時56分にかけて、大阪府立東淀川高等学校の玄関前の掲揚ポールにおいて、校長が掲揚した国旗を引き下ろした。

この行為は、校長の職務を妨害する行為といわざるを得ず、教育公務員としてその職の信用を著しく傷つけるものであり、誠に遺憾である。

よって、今後かかることのないよう厳に訓告する。」

## 2. 原告田中律子に対し、

「あなたは、平成3年2月27日（水）卒業式当日午前9時15分頃大阪府立東淀川高等学校の玄関前の掲揚ポールにおいて、校長が国旗を掲揚するたぬめ掲揚ロープを取ろうとしたところ、掲揚ポールに身体を密着させて校長に掲揚ロープを取らせず、掲揚を妨害した。

また、平成3年4月8日（月）入学式当日午前11時30分頃から午後0時56分にかけて、大阪府立東淀川高等学校の玄関前の掲揚ポールにおいて、校長が掲揚した国旗を引き下ろした。

これらの行為は、校長の職務を妨害する行為といわざるを得ず、地方公務員としてその職の信用を著しく傷つけるものであり誠に遺憾である。

よって、今後かかることのないよう厳に訓告する。」

## 四、日の丸掲揚の違憲・違法性

1. 敗戦前、日の丸は、日の神天皇の統治する皇国日本を表徴する旗とされ、国民に天皇への義勇奉公の精神を植えつける手段とされ、天皇制ファシズムによる侵略戦争に最大限活用されてきた。このように日の丸は天皇制ファシズムや侵略戦争と密接不可分であった。敗戦後、日の丸は、主権在民主主義・平和主義の原理の確立によって改変されるべきであったが、ドイツ・イタリアと異なり、戦争責任を曖昧にし、右の諸原理を形骸化せんとする支配層によって、敗戦後間もなく復活され、その後天皇制強化とともに日の丸強制の動きも強められてきた。

2. 学校行事における日の丸掲揚は、新たな忠君愛国思想を生徒・児童に教育するものに外ならず、このような教育内容は、主権在民・民主主義及び平和主義に根本的に反している。このような憲法の根本原理に違反する教育を国や地方自治体が学校に押しつけることは、教育に対する不当な支配に外ならない。また、国旗に関する米最高裁判例からも明らかのように、学校における一方的な日の丸掲揚は生徒及び教職員の思想・良心の自由を著しく侵害するものである。

3. しかも、日の丸を国旗とする法律上の根拠は存在しないし、新指導要領の日の丸掲揚指導条項には何らの法的拘束力も無いのであるから、国や地方自治体が学校に日の丸掲揚を強制することは絶対に許されないし、校長は日の丸を掲揚する法的権限を一切有していない。しかるに被告川野は、日の丸を掲揚した卒業式・入学式を強行せんとした。

4. 更に、本件の場合、被告川野の日の丸掲揚は職員会議の決定に違反するものであり、その違法性は尚更強い。
5. 以上のとおり、被告川野が行った日の丸掲揚及び掲揚せんとした行為は違憲・違法である。

#### 五、不利益制裁の違憲・違法性

原告らは、職員会議の決定に基づきあるいは職員会議の意思を体现して、教職員の職務として、違憲・違法の日の丸掲揚を止めさせ、日の丸掲揚無しに卒業式・入学式を実施しようとしただけであつた。このように、原告らの行為は正当な職務執行であつて、原告らが教職員としてその信用を著しく傷つけた事実はなく、従つて、訓告の制裁をする理由は一切存在しない。しかも、本件訓告は、日の丸掲揚に反対する原告らの思想・良心の自由及び表現の自由を著しく蹂躪するものである。更に、本件行為は教育合同の組合決定に基づき組合のためにした正当な行為であるにもかかわらず、教育合同を嫌悪する余り地方公務員法五六条に違反して不利益制裁を強行したものである。以上から、本件不利益制裁は明らかに違憲・違法である。

#### 六、被告らの責任

1. 被告川野は、職員会議の決定を踏みにじつたうえ、日の丸掲揚が原告らの思想・良心の自由を侵害することを知りながら、あえて、卒業式において日の丸を掲揚せんとし、入学式において日の丸を掲揚したのであるから、民法七〇九条に基づき、被告大阪府と連帯して右加害行為によつて生じた後記原告らの損害を賠償する義務がある。
2. 教育長が原告らに対して訓告の制裁を加えた加害行為及び、被告川野の日の丸掲揚加害行為は、いずれも大阪府の公務員として国家賠償法上の公権力の行使にあたるから、被告大阪府は国家賠償法一条に基づき右加害行為によつて生じた後記原告らの損害を賠償する義務を負う。

#### 七、損害

1. 原告らはいずれも、日の丸掲揚行為によつて思想・良心の自由を侵害され、著しい精神的苦痛を蒙つたのであるから、その精神的損害をあえて金銭に換算すれば少なくとも各自金一〇〇万円を下らない。
2. 原告らはいずれも、訓告の制裁により思想・良心・表現の自由を侵害され、著しい精神的損害を蒙つたのであるから、それをあえて金銭に換算すれば少なくとも各自金一〇〇万円を下らない。

八、結語

よって、原告らは被告に対し、請求の趣旨記載のとりの判決を求めて本訴を提起する。

証拠方法

追って提出する。

添付書類

一、委任状

二通

一九九一年一月 六日

右原告ら訴訟代理人

弁護士 中 北 龍 太 郎

同 永 嶋 靖 久

大阪地方裁判所 御 中

当事者目録

大阪市東淀川区南江口一の二の一の六一一  
原告 田 中 文 弘

大阪市生野区巽西二の六の二八  
原告 田 中 律 子

大阪市北区西天満四丁目八番二号  
北ビル本館六〇三号(電話三六四一〇一二三)  
右原告ら訴訟代理人  
弁護士 中 北 龍 太 郎

枚方市大垣内町二の一六の二二  
サクセスビル四階(電話〇七二〇一四三一三二〇〇)  
右原告ら訴訟代理人  
弁護士 永 嶋 靖 久

大阪市中央区大手前二の二の二二  
被告 大 阪 府  
右代表者知事 中 川 和 雄

高槻市塚原四の四八の六  
被告 川 野 眞 次 郎





---

いらんわい「日の丸」

東淀川高校「日の丸」裁判の証言から

1995年1月20日 発行

東淀川高校「日の丸」裁判を支援する会

東大阪市菱屋西6-4-41-401

兼近修身方

---